（基金事業対象収入額の算定方法）

第三条　第一条の三第二項の規定は、算定政令第十条に規定する法第百二十二条の三第一項の規定による交付金の額のうち介護保険事業に要する費用の額に充てるべき額について準用する。

2　前条第二項の規定は、算定政令第十条に規定する法第百二十七条及び第百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に充てるべき額について準用する。

3　（略）

（介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第二条　介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（平成十二年厚生省令第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　介護保険の調整交付金及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百二十二条の三第一項及び第二項に規定する交付金の交付額の算定に関しては、この省令の定めるところによる。 （法第百二十二条の三第一項及び第二項に規定する交付金の交付） **第十条**　法第百二十二条の三第一項に規定する交付金は、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）第一条の四第二項及び第三項に規定する市町村に対し、これらの規定に規定する状況を示す指標ごとに算定した点数に基づいて算定した額を交付する。 2　法第百二十二条の三第二項に規定する交付金は、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第一条の四第五項及び第六項に規定する都道府県に対し、これらの規定に規定する状況を示す指標ごとに算定した点数に基づいて算定した額を交付する。	（趣旨） **第一条**　介護保険の調整交付金及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百二十三条の三第一項及び第二項に規定する交付金の交付額の算定に関しては、この省令の定めるところによる。 （法第百二十二条の三第一項及び第二項に規定する交付金の交付） **第十条**　法第百二十二条の三第一項に規定する交付金は、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）第一条の四第一項に規定する市町村に対し、同項に規定する状況を示す指標ごとに算定した点数に基づいて算定した額を交付する。 2　法第百二十二条の三第二項に規定する交付金は、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第一条の四第二項に規定する都道府県に対し、同項に規定する状況を示す指標ごとに算定した点数に基づいて算定した額を交付する。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十七号

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第二条第一項の規定に基づき、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	
別表（第二条関係）	
昭和十五年度	二二・一一二
昭和十六年度	二一・三三〇
昭和十七年度	二〇・五七五
昭和十八年度	一九・八四五
昭和十九年度	一九・一四一
昭和二十年度	一八・四五九
昭和二十一年度	一七・八〇一

改正前	
別表（第二条関係）	
昭和十五年度	二二・〇八九
昭和十六年度	二一・三〇八
昭和十七年度	二〇・五五四
昭和十八年度	一九・八二五
昭和十九年度	一九・一二〇
昭和二十年度	一八・四四〇
昭和二十一年度	一七・七八三